

岩倉市合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、生活排水による公共水域の水質汚濁を防止するため、岩倉市が交付する合併処理浄化槽設置整備事業の補助金に関し、必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 浄化槽　浄化槽法（昭和58年法律第43号。以下「法」という。）第2条第1号に規定する浄化槽をいう。
- (2) 合併処理浄化槽　し尿と雑排水を併せて処理する浄化槽であって、法第4条第1項の規定による構造基準に適合し、生物化学的酸素要求量（以下「BOD」という。）除去率90%以上、放流水のBOD $20\text{ mg}/1$ （日間平均値）以下の機能を有するものをいう。また、「合併処理浄化槽設置整備事業における国庫補助指針」（平成4年10月30日衛浄第34号厚生省浄化槽対策室長通知）が適用されるものにあっては、同指針に適合し、全国浄化槽推進市町村協議会が認定した登録浄化槽とする。

(補助金の交付)

第3条 市長は、尾張都市計画下水道岩倉公共下水道に係る都市計画決定区域を除く市内全域において、既存の単独処理浄化槽又は汲み取り便槽を廃止し、10人槽以下の合併処理浄化槽を設置する者に対して、予算の範囲内で補助金を交付する。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者に対しては、補助金を交付しない。

- (1) 法第5条第1項に基づく設置の届出の審査又は建築確認を受けずに合併処理浄化槽を設置する者
- (2) 住宅等を借りている者で、賃貸人の承諾が得られてない者
- (3) 実績報告時に設置場所に住民登録しない者及び居住しない者
- (4) 自らの住居を目的とする住宅以外に合併処理浄化槽を設置す

る者

(5) 徴収金（岩倉市税条例（昭和46年岩倉市条例第42号）第2条第2号で定める市税並びにその督促手数料、延滞金、過少申告加算金、不申告加算金、重加算金及び滞納処分費をいう。）を滞納している者

(6) 岩倉市暴力団排除条例（平成24年岩倉市条例第22号）第2条に定める暴力団及び暴力団員であると認められる者
(補助金額)

第4条 補助金の額は、別表に定める額を限度とする。

(補助金交付申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、あらかじめ合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付申請書（様式第1）を市長に提出しなければならない。

(交付の決定及び通知書類)

第6条 市長は、前条の補助金交付申請書の提出があったときは、速やかにその内容を審査して補助金の可否を決定することとする。

2 市長は、前項の規定により、補助金を交付すると決定した者に対しては、合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付決定通知書（様式第2）により、交付しないと決定した者に対しては、合併処理浄化槽設置整備事業補助金不交付決定通知書（様式第3）により通知する。

(変更承認申請書等)

第7条 前条第2項の規定により補助金交付決定を受けた者（以下「補助対象者」という。）が、補助金申請内容を変更する場合又は補助事業を中止若しくは廃止しようとするときは、合併処理浄化槽設置整備事業補助金変更承認申請書（様式第4）を市長に提出し、その承認を受けなければならない。

(実績報告)

第8条 補助対象者は、補助金に係る事業完了後30日以内又は当該年度3月10日のいずれか早い日までに合併処理浄化槽設置整備事業実績報告書（様式第5）を市長に提出しなければならない。

(交付額の確定)

第9条 市長は、前条の規定により提出された実績報告書を審査し、補助事業の成果が、補助金の交付の決定の内容及びこれに付した条件に適合すると認めるとときは、補助金の交付額を確定し合併処理浄化槽設置整備事業補助金交付額確定通知書（様式第6）により速やかに補助対象者に通知する。

(補助金の請求)

第10条 市長は、前条の規定による補助金の交付額の確定後、合併処理浄化槽設置整備事業補助金請求書（様式第7）による補助金の補助対象者の請求に基づき、補助金を交付する。

(補助金交付の取り消し)

第11条 市長は、補助事業者が次の各号のいずれかに該当した場合には、補助金の交付の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 不正の手段により補助金を受けたとき。
- (2) 補助金を他の用途に使用したとき。
- (3) 補助金交付の条件に違反したとき。

(補助金の返還)

第12条 市長は、補助金の交付を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に補助金が交付されているときは、補助金の返還を命ずることができる。

(確認事務)

第13条 市長は、補助事業を適正に執行するために、合併処理浄化槽の設置工事の状況を施工の現場において確認する。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この要綱は、平成元年4月1日から施行する。

附　則

この要綱は、平成3年4月1日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 10 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 13 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 1 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 15 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 18 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 19 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 22 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 26 年 7 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 29 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 30 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、平成 31 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 2 年 4 月 1 日から施行する。

附 則

この要綱は、令和 3 年 4 月 1 日から施行する。